

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年8月1日

大分県知事 広瀬 勝貞

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名 大型標識点検整備業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から平成29年1月31日まで
- (3) 委託業務場所 玖珠警察署及び日田警察署管内

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）により、とび・土工工事の資格認定を受けている者であること。
- (3) 過去5年間に国（公団を含む）若しくは都道府県と、道路付属物設置工事に係る契約実績を有していること。
- (4) 大分県内に、建設業法に基づく本店、支店又は営業所（契約に関する委任を受けたもの）がある者であること。
- (5) 下記のすべてを満たす者を1名配置できること。
  - ア とび・土工工事業種に係る建設業法第7条第2号又は第15条第2号の規定に該当する資格を有する者。
  - イ 開札予定日以前3ヶ月以上前に雇用された者。
- (6) 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難さ

れる関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (10) 上記(2)、(3)及び(5)の各事項を証明する資料を平成28年8月17日(水)午後5時45分までに大分県警察本部警務部会計課に提出し、審査を受け、承認された者であること。(詳細は入札説明書による。)

### 3 仕様・契約条項を示す場所及び日時

#### (1) 場所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館12階

大分県警察本部交通部交通規制課

TEL 097-536-2131 内線5174

#### (2) 日時

平成28年8月1日(月)から平成28年8月17日(水)まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時45分までの間)

### 4 入札説明書の配付

#### (1) 場所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎本館6階

大分県警察本部警務部会計課管財係

TEL 097-536-2131 内線2255

#### (2) 日時

上記3の(2)に同じ

### 5 競争入札及び開札の場所及び日時等

#### (1) 場所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎本館6階 本館61会議室

#### (2) 日時

平成28年8月19日(金)午前9時30分

#### (3) 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。

### 6 入札保証金に関する事項

免除する。

### 7 契約保証金に関する事項

免除する。

### 8 最低制限価格に関する事項

設定しない。

### 9 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### (1) 金額の記載がないもの

#### (2) 入札に関する条件に違反したもの

#### (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

#### (4) 郵送による入札。

## 10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。
- (2) 開札した場合において、落札者がいないときは再度の入札を行う。再度の入札においても落札者がいないときには、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行するものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 11 その他

- (1) 上記2の(9)に掲げる資格要件については、確認のため大分県警察本部に照会する場合がある。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。